「町村の行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る 手数料に関する条例(案)」を作成

平成 28 年 1 月

町村においては、改正行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」といいます。)の施行に伴い、下記のとおり、行審法の規定(他の法律において準用する場合を含みます。)による提出書類等・提出資料の写しの交付手数料を徴収する場合には、同手数料の「納付」(手数料の額及び納付義務)及び「減免」について、条例で規定する必要があります。

そこで、この度、全国町村会法務支援室におきまして、「●●町(村)行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 (案)」を作成致しました。

記

## (写しの交付手数料に関する条例整備の必要性)

1 行審法施行による提出書類等・提出資料の写しの交付制度の導入

行審法の施行により、①審理員(審理員の指名を要しない場合には、審査庁)による審理手続及び②行審法 81 条 1 項又は 2 項に基づき置かれる執行機関の附属機関(以下「行審法上の第三者機関」といいます。)による調査審議手続のいずれにおいても、審査請求人又は参加人は、提出書類等・提出資料につき、閲覧のみならず、<u>写しの交付</u>を求めることができるようになりました。

2 提出書類等・提出資料の写しの交付手数料に係る「納付」に関する規定の 条例への委任

①行審法38条6項により読み替えて適用される同法38条4項及び②同法81条3項により読み替えて準用される同法78条4項は、提出書類等・提出資料の写しの交付手数料に係る「納付」すなわち同手数料の額及び納付義務に関する規定について、地方公共団体の条例に委任しています。

したがって、町村においては、写しの交付手数料を徴収する場合には(地方公共団体の判断により、徴収しないことも可能であると考えられています。以下同じ。)、条例で、同手数料に係る「納付」(手数料の額及び納付

義務) について規定する必要があります。

3 提出書類等・提出資料の写しの交付手数料に係る「減免」に関する規定の 条例への委任

①行審法 38 条 6 項により読み替えて適用される 38 条 5 項及び②同法 81 条 3 項により読み替えて準用される 78 条 5 項は、提出書類等・提出資料の写しの交付手数料に係る「減免」に関する規定について、地方公共団体の条例に委任しています。

したがって、町村においては、写しの交付手数料を徴収する場合には、条例で、同手数料に係る「減免」について規定する必要があります。

なお、減免権者は、町村長ではなく、①審理員(審理員の指名を要しない場合には、審査庁)又は②行審法上の第三者機関となります。

## 4 他の法律における行審法 38条の準用

以下の規定は、行審法 38 条を準用する他の法律の規定のうち、町村に関係する規定となります。

したがって、町村においては、以下の各規定による各手続において、提出 書類等の写しの交付手数料を徴収する場合には、条例で、<u>同手数料に係る「納付」(手数料の額及び納付義務)及び「減免」</u>について規定する必要があり ます。

- ・ 地方自治法 258 条 1 項 (同法 74 条の 2 第 4 項)
- · 公職選挙法 216 条 1 項
- 地方税法 433 条 11 項

## 5 まとめ

以上のとおり、町村においては、行審法の規定(他の法律において準用する場合を含む。)による提出書類等・提出資料の写しの交付手数料を徴収する場合には、同手数料の「納付」(手数料の額及び納付義務)及び「減免」について、条例で規定する必要があります。